

非核三原則の堅持を求める意見書

世界で初めて原爆によって甚大な被害を被った我が国は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国是としています。この国是によって、日本は非核国家として世界の国々から信頼を得てきました。

しかるに、北朝鮮の核実験の後、閣僚や、自民党幹部が「核について論議する必要がある」という主旨の発言をしています。

安倍総理大臣が「非核三原則を堅持する」と明言し、これが内閣の基本姿勢であるのならば、少なくとも内閣の構成員である閣僚が核保有是非の論議を提起する理由はどこにも存在せず、その必要性も全くありません。

今回のような「論議が必要だ」という発言が外交的な効果を狙っているとするならば、それは非核三原則という崇高な国是を外交戦術の道具の一つにするということであり、非核国家、非核政策の価値を引き下げるような小手先の戦術だと言わざるを得ません。

今後これ以上、内閣の一員である閣僚から核論議の必要性が強調されるならば、それは核という極めて重要な問題に関して「閣内が不一致」ということです。したがって、今後もそのような主張をする閣僚が出ないように努力すべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月15日

名 寄 市 議 会